

『船荷証券表面(B/L)に記載された「外観上良好な状態」という文言は、金属製品については目視可能な錆等が存在しないことを意味しないとするRetla条項は、無効となるか?』

【事実】

2008年9月から10月にかけて、スチールパイプ(以下「本件貨物」という)が“SAGA EXPLORER”(以下「本船」という)によって韓国の蔚山から北米西海岸に輸送されたが、揚地において錆損が発見された。本件運送について、B/Lが13通発行されたが、その表面には、外観上良好な状態で船積みされたと印刷され、当該B/Lの裏面約款には、以下のRetla条項が定められていた。

外観上良好な状態という文言が、鉄、鋼、または金属製品…に関して使用されている場合には、その文言は、貨物受取りのときに、目視可能な錆または湿気の状態になかったこと…を意味するものではない。…荷主が求めれば、本定義を削除した、かつメツ・レシートまたはタリー・クレーク・レシートの摘要を反映したB/Lが代わりに発行される。

また、この裏面約款には、裁判管轄地を英国とし、1936年の米国国際海上物品運送法を撰取する旨規定されていた。

本件貨物については、積地サーベイが行われた。そのサーベイレポートには、本件貨物には部分的に錆損や雨による水濡れ等発生していること、船長はその事実を認識していることが記載され、さらに当該サーベイヤーおよび本船一等航海士が連名で本船船長に宛てた書簡が添付されていた。その書簡には、サーベイで確認された損傷はメツ・レシートおよびB/Lに摘要されるべきと記載されていた。

メツ・レシートには、貨物の状態はサーベイレポートのとおりとの摘要がされたにもかかわらず、荷送人発行の補償状と引換えに、クリーンB/Lが発行された。そこで本件貨物の利害関係者が本船の登録船主、デマイズ傭船者および定期傭船者に対して損害賠償を求めて訴えを提起した。本訴訟では、船積み前に錆損等が確認されていた場合でも、Retla条項に依拠して、「外観上良好な状態」という文言の効力が排除され、船積み時点で本件貨物に錆等が存在しなかったことを意味するものではないとされるのが主な争点であった。

【判決】

被告等は、Retla条項の有効性が争われたTokio Marine and Fire Insurance Co Ltd v Retla Shipping Co事件([1970] 2 Lloyd's Rep 91)判決において、Retla条項がB/L表面上に大文字で印字されていること、荷送人にはメツ・レシートの摘要を記載した代替りのB/Lの発行を求める権利があることが指摘され、「外観上

良好な状態」という文言は、受領時にパイプに錆損等が発生していないことを断言するものではないと判示されたこと等を引用し、Retla条項は、いかなる程度の錆にも適用されると主張した。

これに対し、裁判所は、Retla条項は、貨物が良好な状態にあるという文言の効力を全面的に否定するものではなく、大気の状態により表面が酸化し、あらゆる金属製品に生じうる類型の錆や湿気存在について留保するものにすぎない、「外観上良好な状態」という文言の効力が排除される目視可能な錆または湿気とは、避けることが不可能ではないにしても困難な貨物の表面的な外観の状態に限定されると判示した。また、被告は、Retla条項はあらゆる程度の錆にも適用されると主張するが、それでは金属製品について「外観上良好な状態」という文言の効果は全面的に否定されてしまうと述べ、さらに、代替りのB/Lの発行を求めることができる荷送人の権利については、取引の実情に照らせば、摘要が記載されたB/Lの発行を荷送人が求めることはありえないとした。そして、本件貨物を見れば誰でも通常ではないと判断できるにもかかわらず、被告らがクリーンB/Lを発行したことは、虚偽であることを知りつつ、かつそれが信頼されることを予期して虚偽表示をしたことになり、その表示を信頼した原告らは損害を被ったと判示した。

【コメント】

日本では、Retla条項の有効性を判断した公刊の裁判例は存在しない。しかし、船積み前に通常ではない錆損が確認され、運送人がその事実を知りながら、クリーンB/Lを発行したような場合には、Retla条項は適用されないとした本判決は、日本法における解釈にも影響を与えるものと思われる。

なお、本件では、補償状と交換にクリーンB/Lが発行されているが、わが国の通説は、このような補償状を原則として有効とみて、荷送人と運送人との間で詐欺的な通謀によりクリーンB/Lが発行された場合には公序良俗に反するとして無効と解している。ただし、運送品の状態から明らかに留保を必要とするにもかかわらず補償状と引換えに留保が濫用的に省略された場合には、特に詐欺的な通謀が立証されなくても、取引的公序に反するものとして、無効とする見解もある(中村眞澄・箱井崇史「海商法」194頁)。この見解によれば、本件の補償状は無効となり、運送人の荷送人に対する求償請求は認められないことになろう。(了)